

福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議の開催について

平成 29 年 7 月 28 日
内閣総理大臣 決 裁
平成 30 年 4 月 25 日
一 部 改 正

1. 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
共同議長 復興大臣、経済産業大臣
構 成 員 総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）
3. 復興大臣が指名する復興副大臣、経済産業大臣が指名する経済産業副大臣及び内閣府原子力災害現地対策本部長を共同事務局長とする。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、復興庁、経済産業省及び内閣府原子力災害現地対策本部において処理する。